

海外からの出願について ※日時は全て日本時間

募集要項「V 出願方法及び注意事項(3)(イ)及び(ウ)」に記載のとおり、海外から送付する場合は、出願期日後に到着した出願書類は一切受けませんが、出願期間より前に到着することは差支えありません。

したがって、海外在住者等で郵送に時間がかかる方や期日までに届くか不安な方は、検定料振込期間(11月15日～)が開始したら、速やかに検定料を納入し、出願書類を郵送してください。

ただし、新型コロナウイルスの影響によるロックダウン等により、それでも間に合わない方への配慮として、次の措置をとります。



(1) 大幅な遅延の場合

Application from overseas (winter)

対象者：出願期日までに相当期間の余裕をもって(=11月28日までの消印有効)DHL等で発送したにもかかわらず、出願期間の初日(12月1日)の時点で、到着していない方

申請方法：出願期間中(12月1日～12月5日16:30【時間厳守】)に以下のメールを送付することで、原本の到着は期日後であっても出願を認めます。(後日到着した原本とメール送信した書類との間に相違があるなど、不正があった場合は出願を取り消します。)

送付先：kyomu@osipp.osaka-u.ac.jp
メール件名：出願書類の提出(大幅な遅延による配慮申請)
メール本文：①氏名、②書類を発送した日、③追跡用 URL 及び追跡番号
添付ファイル：①書類の発送日を証明できるもの(追跡画面のスクリーンショット等)及び
②提出した全ての出願書類

留意事項：

- ・上記の申請ができるよう、書類を発送する前に、全ての出願書類の電子データ・追跡番号を残しておくこと。
- ・出願期間の初日までに届いたかどうか、志願者自身が配送状況を確認すること。
(書類が届いたかどうか、の問い合わせには応じません。)
- ・メールを送付する前に必ず配送状況を追跡し、本当にまだ荷受人(当研究科)の受取りが完了していないか、確認してください。※「荷受国に到着」「大阪に到着」「阪大豊中郵便局にて引受」の表示は、まだ当研究科には届いていない状態です。
- ・11月29日以降の消印の場合や、上記の方法で申請を行わなかった場合は、(新型コロナウイルスの影響で郵送事情に遅延が生じていたとしても)配慮の対象とはなりません。募集要項「V 出願方法及び注意事項(3)(イ)」に記載のとおり、期日後に届いた場合は不受理となります。

(2) 郵便局が閉鎖されているなど、郵送・宅配の手段がない場合

対象者：12月1日時点で、EMS、FedEX、DHL、UPS等の全ての郵送・宅配の手段がない地域に居住している方

申請方法：出願期間中(12月1日～12月5日16:30【時間厳守】)に、以下のメールを送付し、後日さらに必要な手続き(*)を行うことで、電子データによる出願を認めます。

送付先：kyomu@osipp.osaka-u.ac.jp
メール件名：出願書類の提出(郵送の手段がない場合の配慮申請)
メール本文：①氏名、②居住地、③郵送・宅配する手段がないことについての具体的な説明(可能な限り証明できるものを添えること)、④郵送再開の目途が立っている場合は、その時期
添付ファイル：①郵送・宅配の手段がないことを示すもの(URLやスクリーンショット等)及び
②全ての出願書類

(*)メール送付以外の必要な手続きについては、郵送・宅配する手段がない事実を確認できた方に対し、個別に当研究科から連絡します。(外部英語試験のスコアや、出身大学からの証明書類の当研究科への直送、また、郵送再開時期によっては後日の原本提出などを求める予定です。この原本照合の際、不正が発覚した場合は、出願を取り消します。)

留意事項：

- ・郵送・宅配する手段の有無は、志願者自身で確認すること。
- ・12月2日以降に、郵便局が閉鎖するなど(2)に該当する状況になった場合も、本措置は適用されませんので、不安な方は早めに出願書類を郵送するようにしてください。